

# 条 例 議 案 参 考 資 料

(議案第130号～議案第142号)

令和3年第4回(12月)川口市議会定例会

## 令和3年第4回（12月）川口市議会定例会条例議案参考資料目次

議案第130号参考資料	川口市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	1
議案第131号参考資料	川口市特別会計条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	3
議案第132号参考資料	川口市印鑑条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	4
議案第133号参考資料	川口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	7
議案第134号参考資料	川口市国民健康保険条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	12
議案第135号参考資料	川口市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	13
議案第136号参考資料	川口市中小企業融資条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	14
議案第137号参考資料	川口市戸塚環境センター施設整備事業者選定委員会条例を廃止する条例案新旧対照表……………	15
議案第139号参考資料	川口市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	16
議案第140号参考資料	川口市景観形成条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	21
議案第141号参考資料	川口市屋外広告物条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	22
議案第142号参考資料	川口市下水道条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	30

議案第130号参考資料

川口市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第17号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（給料）</p> <p>第2条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、<u>管理職員特別勤務手当</u>、期末手当、勤勉手当及び管理職手当を除いたものとする。</p> <p><u>（管理職員特別勤務手当）</u></p> <p><u>第12条の3 指定管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間等に関する条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は勤務時間等に関する条例第9条に規定する祝日法による休日（勤務時間等に関する条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。次条第3項において「祝日法による休日等」という。）若しくは年末年始の休日（勤務時間等に関する条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。次条第3項において「年末年始の休日等」という。）（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</u></p> <p>2 前項に規定する場合のほか、指定管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、<u>管理職員特別勤務手当を支給する。</u></p> <p>3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号</p>	<p>（給料）</p> <p>第2条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当_____、<u>_____</u>、期末手当、勤勉手当及び管理職手当を除いたものとする。</p>

に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額

4 前3項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(休日勤務手当)

第13条 (略)

2 (略)

3 前2項の休日とは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等その他規則で定める日をいう。

(休日勤務手当)

第13条 (略)

2 (略)

3 前2項の休日とは、勤務時間等に関する条例第9条に規定する祝日法による休日（勤務時間等に関する条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日）又は年末年始の休日（勤務時間等に関する条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日）その他規則で定める日をいう。

議案第131号参考資料

川口市特別会計条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市特別会計条例（昭和39年条例第18号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（設置）                      第1条 本市は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第209条第2項の規定により、次に掲げる事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、それぞれ特別会計を設置する。                      (1)～(6)（略）</p>	<p>（設置）                      第1条 本市は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第209条第2項の規定により、次に掲げる事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、それぞれ特別会計を設置する。                      (1)～(6)（略）  <u>(7) 川口市公共用地取得事業</u></p>



第18条～第23条 (略)

第17条～第22条 (略)

○ 川口市戸籍法等関係事務手数料条例（平成12年条例第15号）（附則第2項関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（川口市印鑑条例に関する事務の手数料の額）</p> <p>第5条 川口市印鑑条例に基づき市長に証明書の交付の申請等をしようとする者は、次に定めるところにより市に手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 川口市印鑑条例第15条から第17条までの規定に基づく印鑑登録証明書の交付手数料 1通につき 200円</p>	<p>（川口市印鑑条例に関する事務の手数料の額）</p> <p>第5条 川口市印鑑条例に基づき市長に証明書の交付の申請等をしようとする者は、次に定めるところにより市に手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 川口市印鑑条例第15条及び第16条<u>    </u>の規定に基づく印鑑登録証明書の交付手数料 1通につき 200円</p>

議案第133号参考資料

川口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第71号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次            第1章～第3章（略）  <u>第4章 雑則（第53条）</u>  <u>附則</u></p> <p>（内容及び手続の説明及び同意）            第5条（略）</p>	<p>目次            第1章～第3章（略）  <u>附則</u></p> <p>（内容及び手続の説明及び同意）            第5条（略）  <u>2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。</u>  <u>(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの</u>  <u>ア 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</u>  <u>イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けられない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）</u></p>

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(内容及び手続の説明及び同意)

第38条 (略)

2 第5条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を

(内容及び手続の説明及び同意)

第38条 (略)

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を

適切に確保しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2～9 (略)

#### 第4章 雑則

##### (電磁的記録等)

第53条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面の交付又は提出については、当該書面の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面を交付し、又は提出した

適切に確保しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号\_\_\_\_\_において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2～9 (略)

ものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「の交付又は提出」とあるのは「による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、

「書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「同意」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「を交付し、又は提出した」とあるのは「による同意を得た」と、同項第1号イ及び第2号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、同項第1号イ中「教育・保育給付認定保護者の使用」とあるのは「特定教育・保育施設等の使用」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、同項第2号中「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「特定教育・保育施設等」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得る」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による同意の取得」と読み替えるものとする。

議案第134号参考資料

川口市国民健康保険条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市国民健康保険条例（昭和34年条例第15号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（出産育児一時金）</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>408,000円</u>を支給する。ただし、規則で定める場合には、<u>408,000円</u>に30,000円を超えない範囲内で規則で定める額を加算した額を支給する。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（出産育児一時金）</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>404,000円</u>を支給する。ただし、規則で定める場合には、<u>404,000円</u>に30,000円を超えない範囲内で規則で定める額を加算した額を支給する。</p> <p>2 （略）</p>

議案第135号参考資料

川口市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第63号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（病院事業の設置）</p> <p>第1条 市民の健康保持に必要な医療を提供し、併せて医療の普及向上を図るため、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第4条並びに国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条第1項及び<u>第9項</u>の規定により病院事業を設置する。</p>	<p>（病院事業の設置）</p> <p>第1条 市民の健康保持に必要な医療を提供し、併せて医療の普及向上を図るため、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第4条並びに国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条第1項及び<u>第7項</u>の規定により病院事業を設置する。</p>

議案第136号参考資料

川口市中小企業融資条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市中小企業融資条例（平成12年条例第78号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（定義）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 この条例において「創業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 産業競争力強化法（平成25年法律第98号。以下この項において「強化法」という。）第2条第29項第1号に掲げる者_____であって、事業を開始する日に中小企業者となるもの</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) 強化法第2条第29項第3号に掲げる者_____であって、会社を設立する日に中小企業者となるもの</p> <p>(4) 強化法第2条29項第4号に掲げる者<u>（強化法第129条第2項の規定により同号に掲げる者とみなされる者を含む。）</u>であって、中小企業者であるもの</p> <p>(5)・(6) （略）</p> <p>5～8 （略）</p> <p>（中小企業創業支援資金融資）</p> <p>第9条 （略）</p> <p>2 資金の融資の条件は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 融資限度額 1事業者につき<u>35,000,000円</u>以内</p> <p>(3)～(9) （略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 この条例において「創業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 産業競争力強化法（平成25年法律第98号。以下この項において「強化法」という。）第2条第29項第1号に掲げる者のうち、<u>1月以内に同条第28項第1号に掲げる創業を行う具体的な計画を有するもの</u>であって、事業を開始する日に中小企業者となるもの</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) 強化法第2条第29項第3号に掲げる者のうち、<u>2月以内に同条第28項第2号に掲げる創業を行う具体的な計画を有するもの</u>であって、会社を設立する日に中小企業者となるもの</p> <p>(4) 強化法第2条29項第4号に掲げる者_____であって、中小企業者であるもの</p> <p>(5)・(6) （略）</p> <p>5～8 （略）</p> <p>（中小企業創業支援資金融資）</p> <p>第9条 （略）</p> <p>2 資金の融資の条件は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 融資限度額 1事業者につき<u>20,000,000円</u>以内</p> <p>(3)～(9) （略）</p>

議案第137号参考資料

川口市戸塚環境センター施設整備事業者選定委員会条例を廃止する条例案新旧対照表

○ 川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和53年条例第9号）（附則第2項関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行																								
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）																								
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職 名</th> <th style="text-align: center;">報 酬 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	職 名	報 酬 額	(略)		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職 名</th> <th colspan="2"></th> <th style="text-align: center;">報 酬 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>戸塚環境センター施設整備 事業者選定委員会</u></td> <td style="text-align: center;"><u>委 員 長</u></td> <td style="text-align: center;">日額</td> <td style="text-align: center;"><u>7,800円</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>委 員</u></td> <td style="text-align: center;">日額</td> <td style="text-align: center;"><u>7,200円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	職 名			報 酬 額	(略)				<u>戸塚環境センター施設整備 事業者選定委員会</u>	<u>委 員 長</u>	日額	<u>7,800円</u>		<u>委 員</u>	日額	<u>7,200円</u>	(略)			
職 名	報 酬 額																								
(略)																									
職 名			報 酬 額																						
(略)																									
<u>戸塚環境センター施設整備 事業者選定委員会</u>	<u>委 員 長</u>	日額	<u>7,800円</u>																						
	<u>委 員</u>	日額	<u>7,200円</u>																						
(略)																									

議案第139号参考資料

川口市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市建築基準法等関係事務手数料条例（平成11年条例第52号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（長期優良住宅の普及の促進に関する法律の規定に基づく認定等の申請に係る手数料の額等）</p> <p>第5条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下この条において「法」という。）に基づき市長に認定又は承認の申請をしようとする者は、次に定めるところにより市に手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 法第5条第1項から第5項までの規定に基づく同条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画（以下「長期優良住宅建築等計画」という。）の認定申請手数料（次号に規定するものを除く。）</p> <p><u>ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。）第6条の2第3項に規定する確認書若しくは住宅品質確保法第5条第1項に規定する住宅性能評価書（いずれも認定申請に係る住宅の構造及び設備が長期使用構造等（法第2条第4項に規定する長期使用構造等をいう。以下この条において同じ。）であることが記載されたものに限る。）又はこれらの写し（以下この条において「確認書等」という。）が添付されているもの 1件につき 別表第2（ア）の欄に掲げる住宅の種類、床面積の合計及び工事種別（増築又は改築とある場合においては、長期使用構造等とするための工事を含む。以下この条において同じ。）の区分に応じ、それぞれ同表（イ）の欄に定める額</u></p>	<p>（長期優良住宅の普及の促進に関する法律の規定に基づく認定等の申請に係る手数料の額等）</p> <p>第5条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下この条において「法」という。）に基づき市長に認定又は承認の申請をしようとする者は、次に定めるところにより市に手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 法第5条第1項から第3項までの規定に基づく同条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画（以下「長期優良住宅建築等計画」という。）の認定申請手数料（次号に規定するものを除く。）</p> <p><u>ア 認定申請に係る長期優良住宅建築等計画が法第6条第1項各号（第3号を除く。）に掲げる基準に適合していることを住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）が証する書類（以下この条及び別表第2において「適合証」という。）が添付されているもの 1件につき 別表第2（ア）の欄に掲げる住宅の種類、床面積の合計及び工事種別（増築又は改築とある場合においては、法第2条第4項に規定する長期使用構造等とするための工事を含む。以下この条において同じ。）の区分に応じ、それぞれ同表（イ）の欄に定める額（当該認定申請に係る住宅の種類が共同住宅等である場合は、当該共同住宅等について同時に認定申請をする住戸の数の合計数（以下「同時申請戸数」という。）で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）</u></p> <p><u>イ 住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合してい</u></p>

イ 確認書等 \_\_\_\_\_ が添付されていないもの 1 件につき 別表第 2 (ア) の欄に掲げる住宅の種類、床面積の合計及び工事種別の区分に応じ、それぞれ同表 (ウ) の欄に定める額 \_\_\_\_\_

(2) 前号の認定申請に併せて法第 6 条第 2 項の規定に基づく建築基準法第 6 条第 1 項の規定による確認の申請書 (以下「確認申請書」という。) が提出された場合の認定申請手数料 1 件につき 同号の規定により算定した額 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ に、当該確認申請書に係る法第 6 条第 2 項の審査の内容に応じ第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定を適用して算定した額を加算した額 \_\_\_\_\_

(3) 法第 8 条第 1 項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料 (次号に規定するものを除く。)

ア 確認書等が添付されているもの 1 件につき 別表第 2 (ア) の欄に掲げる住宅の種類、床面積の合計及び工事種別の区分に応じ、それぞれ同表 (イ) の欄に定める額に 2 分の 1 を乗じて得た額 \_\_\_\_\_

るものに限る。以下この条及び別表第 2 において「設計住宅性能評価書」という。) の写しが添付されているもの (アに規定するものを除く。) 1 件につき 別表第 2 (ア) の欄に掲げる住宅の種類、床面積の合計及び工事種別の区分に応じ、それぞれ同表 (ウ) の欄に定める額 (当該認定申請に係る住宅の種類が共同住宅等である場合は、同時申請戸数で除して得た額 (その額に 1 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) )

ウ 適合証及び設計住宅性能評価書の写しが添付されていないもの 1 件につき 別表第 2 (ア) の欄に掲げる住宅の種類、床面積の合計及び工事種別の区分に応じ、それぞれ同表 (エ) の欄に定める額 (当該認定申請に係る住宅の種類が共同住宅等である場合は、同時申請戸数で除して得た額 (その額に 1 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) )

(2) 前号の認定申請に併せて法第 6 条第 2 項の規定に基づく建築基準法第 6 条第 1 項の規定による確認の申請書 (以下「確認申請書」という。) が提出された場合の認定申請手数料 1 件につき 前号の規定により算定した額 (当該認定申請に係る住宅の種類が共同住宅等である場合は、同時申請戸数で除する前の額) に、当該確認申請書に係る法第 6 条第 2 項の審査の内容に応じ第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定を適用して算定した額を加算した額 (当該認定申請に係る住宅の種類が共同住宅等である場合は、同時申請戸数で除して得た額 (その額に 1 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) )

(3) 法第 8 条第 1 項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料 (次号に規定するものを除く。)

ア 適合証が添付されているもの 1 件につき 別表第 2 (ア) の欄に掲げる住宅の種類、床面積の合計及び工事種別の区分に応じ、それぞれ同表 (イ) の欄に定める額に 2 分の 1 を乗じて得た額 (当該変更認定申請に係る住宅の種類が共同住宅等である場合は、当該変更認定申請をする際に現に法第 6 条第 1 項の認定を受けている当該共同住宅等の住戸の数の合計数 (以下「既認定戸数」という。) で除して得た額 (その額に 1 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) )

イ 設計住宅性能評価書の写しが添付されているもの (アに規定するものを除く。) 1 件につき 別表第 2 (ア) の欄に掲げる住宅の種類、床面積の合

イ 確認書等 \_\_\_\_\_ が添付されていないもの 1 件につき 別表第 2 (ア) の欄に掲げる住宅の種類、床面積の合計及び工事種別の区分に応じ、それぞれ同表 (ウ) の欄に定める額に 2 分の 1 を乗じて得た額

(4) 前号の変更認定申請に併せて確認申請書が提出された場合の変更認定申請手数料 1 件につき 同号の規定により算定した額に、当該確認申請書に係る法第 8 条第 2 項において準用する法第 6 条第 2 項の審査の内容に応じ第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定を適用して算定した額 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ を加算した額

(5) 法第 9 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づく変更認定申請手数料 1 件につき 2, 200 円

(6) (略)

(7) 法第 18 条第 1 項の規定に基づく住宅の容積率の特例許可申請手数料 1 件につき 160, 000 円

2 (略)

(都市の低炭素化の促進に関する法律の規定に基づく認定の申請に係る手数料の額等)

第 6 条 都市の低炭素化の促進に関する法律 (以下この条において「法」という。) に基づき市長に認定の申請をしようとする者は、次に定めるところにより市に手数料を納付しなければならない。

(1) 法第 53 条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画 (以下「低炭素建築物新築等計画」という。) の認定申請手数料 (次号に規定するものを除く。

計及び工事種別の区分に応じ、それぞれ同表 (ウ) の欄に定める額に 2 分の 1 を乗じて得た額 (当該変更認定申請に係る住宅の種類が共同住宅等である場合は、既認定戸数で除して得た額 (その額に 100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) )

ウ 適合証及び設計住宅性能評価書の写しが添付されていないもの 1 件につき 別表第 2 (ア) の欄に掲げる住宅の種類、床面積の合計及び工事種別の区分に応じ、それぞれ同表 (エ) の欄に定める額に 2 分の 1 を乗じて得た額 (当該変更認定申請に係る住宅の種類が共同住宅等である場合は、既認定戸数で除して得た額 (その額に 100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) )

(4) 前号の変更認定申請に併せて確認申請書が提出された場合の変更認定申請手数料 1 件につき 前号の規定により算定した額に、当該確認申請書に係る法第 8 条第 2 項において準用する法第 6 条第 2 項の審査の内容に応じ第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定を適用して算定した額 (当該変更認定申請に係る住宅の種類が共同住宅等である場合は、当該共同住宅等について同時に変更認定申請をする住戸の数の合計数で除して得た額 (その額に 100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) ) を加算した額

(5) 法第 9 条第 1 項 \_\_\_\_\_ の規定に基づく変更認定申請手数料 1 件につき 2, 200 円

(6) (略)

2 (略)

(都市の低炭素化の促進に関する法律の規定に基づく認定の申請に係る手数料の額等)

第 6 条 都市の低炭素化の促進に関する法律 (以下この条において「法」という。) に基づき市長に認定の申請をしようとする者は、次に定めるところにより市に手数料を納付しなければならない。

(1) 法第 53 条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画 (以下「低炭素建築物新築等計画」という。) の認定申請手数料 (次号に規定するものを除く。

)

ア 認定申請に係る低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類（住宅品質確保法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成したものに限る。以下この条において「適合証」という。）又は住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）別表1の断熱等性能等級の等級4及び一次エネルギー消費量等級の等級5に適合していることを示すものに限る。以下この条において「設計住宅性能評価書」という。）の写しが添付されているもの 1件につき 別表第3（ア）の欄に掲げる建築物又は建築物の部分の別及び申請住戸数又は床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表（イ）の欄に定める額（同表（ア）の欄の2以上の区分に該当する場合にあっては、それらの区分に応じ、それぞれ同表（イ）の欄に定める額を合算した額）

イ・ウ （略）

(2) 前号の認定申請に併せて法第54条第2項の規定に基づく確認申請書が提出された場合の認定申請手数料 1件につき 同号の規定により算定した額に、当該確認申請書に係る法第54条第2項の審査の内容に応じ第2条第1項第1号から第3号までの規定を適用して算定した額を加算した額

(3) （略）

(4) 前号の変更認定申請に併せて確認申請書が提出された場合の変更認定申請手数料 1件につき 同号の規定により算定した額に、当該確認申請書に係る法第55条第2項において準用する法第54条第2項の審査の内容に応じ第2条第1項第1号から第3号までの規定を適用して算定した額を加算した額

2 （略）

（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定に基づく認定の申請に係る手数料の額等）

第7条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この条において「法」という。）に基づき市長の判定を受けようとする者又は市長に認定の申請を

)

ア 認定申請に係る低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類（\_\_\_\_\_登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成したものに限る。以下この条において「適合証」という。）又は住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）別表1の断熱等性能等級の等級4及び一次エネルギー消費量等級の等級5に適合していることを示すものに限る。以下この条において「設計住宅性能評価書」という。）の写しが添付されているもの 1件につき 別表第3（ア）の欄に掲げる建築物又は建築物の部分の別及び申請住戸数又は床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表（イ）の欄に定める額（同表（ア）の欄の2以上の区分に該当する場合にあっては、それらの区分に応じ、それぞれ同表（イ）の欄に定める額を合算した額）

イ・ウ （略）

(2) 前号の認定申請に併せて法第54条第2項の規定に基づく確認申請書が提出された場合の認定申請手数料 1件につき 前号の規定により算定した額に、当該確認申請書に係る法第54条第2項の審査の内容に応じ第2条第1項第1号から第3号までの規定を適用して算定した額を加算した額

(3) （略）

(4) 前号の変更認定申請に併せて確認申請書が提出された場合の変更認定申請手数料 1件につき 前号の規定により算定した額に、当該確認申請書に係る法第55条第2項において準用する法第54条第2項の審査の内容に応じ第2条第1項第1号から第3号までの規定を適用して算定した額を加算した額

2 （略）

（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定に基づく認定の申請に係る手数料の額等）

第7条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この条において「法」という。）に基づき市長の判定を受けようとする者又は市長に認定の申請を

しようとする者は、次に定めるところにより市に手数料を納付しなければならない。

(1) 法第12条第1項若しくは第2項又は第13条第2項若しくは第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定手数料

ア・イ (略)

(2) ・(3) (略)

(4) 前号の認定申請に併せて法第35条第2項の規定に基づく確認申請書が提出された場合の認定申請手数料 1件につき 同号の規定により算定した額に、当該確認申請書に係る法第35条第2項の審査の内容に応じ第2条第1項第1号から第3号までの規定を適用して算定した額を加算した額

(5) (略)

(6) 前号の変更認定申請に併せて確認申請書が提出された場合の変更認定申請手数料 1件につき 同号の規定により算定した額に、当該確認申請書に係る法第36条第2項において準用する法第35条第2項の審査の内容に応じ第2条第1項第1号から第3号までの規定を適用して算定した額を加算した額

(7) (略)

2 (略)

別表第2 (第5条関係)

(略)

しようとする者は、次に定めるところにより市に手数料を納付しなければならない。

(1) 法第12条第1項若しくは第2項又は法第13条第2項若しくは第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定手数料

ア・イ (略)

(2) ・(3) (略)

(4) 前号の認定申請に併せて法第35条第2項の規定に基づく確認申請書が提出された場合の認定申請手数料 1件につき 前号の規定により算定した額に、当該確認申請書に係る法第35条第2項の審査の内容に応じ第2条第1項第1号から第3号までの規定を適用して算定した額を加算した額

(5) (略)

(6) 前号の変更認定申請に併せて確認申請書が提出された場合の変更認定申請手数料 1件につき 前号の規定により算定した額に、当該確認申請書に係る法第36条第2項において準用する法第35条第2項の審査の内容に応じ第2条第1項第1号から第3号までの規定を適用して算定した額を加算した額

(7) (略)

2 (略)

別表第2 (第5条関係)

(略)

議案第140号参考資料

川口市景観形成条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市景観形成条例（平成19年条例第26号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案			現 行		
別表（第10条関係）			別表（第10条関係）		
項	行為の種類	要件	項	行為の種類	要件
1	(略)	(1) (略)	1	(略)	(1) (略) <u>(2) 開発許可を受けた区域であつて、当該区域の面積が500平方メートル以上であるものの当該区域内の各敷地において最初に行う建築物の新築</u> <u>(3) 建築基準法第42条第1項第5号に掲げるものを同法第43条第1項の規定により接しなければならない道路として建築物の建築を行うことができる敷地が2以上ある場合における各敷地において最初に行う建築物の新築</u>
(略)			(略)		

議案第141号参考資料

川口市屋外広告物条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市屋外広告物条例（平成19年条例第27号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（禁止物件）</p> <p>第5条 良好な景観又は風致を維持するため、次に掲げる物件に広告物（第9号に掲げるものについては、はり紙、はり札、広告旗（これを支える台を除く。以下同じ。）又は立看板に限る。）を表示し、又は掲出物件（第9号に掲げるものについては、はり紙、はり札、広告旗又は立看板に係る掲出物件に限る。）を設置してはならない。</p> <p>(1) ～(3) (略)</p> <p>(4) 景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木</p> <p>(5) ～(9) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>（変更等の許可）</p> <p>第7条 広告物の表示等の許可を受けたものは、当該許可に係る広告物又は掲出物件を変更し、又は改造しようとするとき（規則で定める軽微な変更又は改造をしようとするときを除く。）は、規則で定めるところにより申請し、市長の許可（以下「変更の許可」という。）を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>（更新の許可）</p> <p>第8条 広告物の表示等の許可（変更の許可を含む。）を受けたものは、当該許可に係る許可期間の経過後も引き続き当該許可に係る広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとするときは、規則で定めるところにより申請し、市長の許可（</p>	<p>（禁止物件）</p> <p>第5条 良好な景観又は風致を維持するため、次に掲げる物件に広告物（第9号に掲げるものについては、はり紙、はり札、広告旗（これを支える台を除く。以下同じ。）又は立看板に限る。）を表示し、又は掲出物件（第9号に掲げるものについては、はり紙、はり札、広告旗又は立看板に係る掲出物件に限る。）を設置してはならない。</p> <p>(1) ～(3) (略)</p> <p>(4) 景観法_____第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木</p> <p>(5) ～(9) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>（変更等の許可）</p> <p>第7条 広告物の表示等の許可を受けたものは、当該許可に係る広告物又は掲出物件を変更し、又は改造しようとするとき（規則で定める軽微な変更又は改造をしようとするときを除く。）は、規則で定めるところにより____、市長の許可（以下「変更の許可」という。）を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>（更新の許可）</p> <p>第8条 広告物の表示等の許可（変更の許可を含む。）を受けたものは、当該許可に係る許可期間の経過後も引き続き当該許可に係る広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとするときは_____、市長の許可（</p>

次条において「更新の許可」という。)を受けなければならない。

- 2 第6条第3項から第5項まで \_\_\_\_\_ の規定は更新の許可について、前条の規定は更新の許可を受けた広告物又は掲出物件に係る変更又は改造について準用する。

## 第11条 削除

(管理に関する届出)

- 第13条 設置者又は第6条第2項第2号の規定により置かれた広告物若しくは掲出物件を管理する者(以下この条において「管理者」という。)(第1号については、新たに広告物を表示し、又は掲出物件を設置することとなったもの及び新たに管理者となった者)は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(1)～(4) (略)

(適用除外)

- 第17条 (略)  
2～4 (略)

- 5 次に掲げる広告物又は掲出物件で、規則で定めるところにより市長の許可を受けたものについては、第4条の規定は、適用しない。

次条において「更新の許可」という。)を受けなければならない。

- 2 第6条第3項、第4項及び第5項の規定は更新の許可について、前条の規定は更新の許可を受けた広告物又は掲出物件に係る変更又は改造について準用する。

(広告物の管理)

- 第11条 設置者及び第6条第2項第2号の規定により置かれた広告物又は掲出物件を管理する者(第13条において「管理者」という。)は、当該広告物又は掲出物件に関し補修その他必要な管理を怠らないようにし、当該広告物又は掲出物件を良好な状態に保持しなければならない。

(管理に関する届出)

- 第13条 設置者又は管理者( \_\_\_\_\_ 第1号については、新たに広告物を表示し、又は掲出物件を設置することとなったもの及び新たに管理者となった者)は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(1)～(4) (略)

(適用除外)

- 第17条 (略)  
2～4 (略)

- 5 第11条の規定は、前各項の規定により禁止地域又は許可地域において広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置するもの又はこれらを管理する者について準用する。この場合において、同条中「設置者及び第6条第2項第2号の規定により置かれた広告物又は掲出物件を管理する者(第13条において「管理者」という。)」とあるのは、「第17条第1項から第4項までの規定により禁止地域又は許可地域において広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置するもの又はこれらを管理する者」とする。

- 6 次に掲げる広告物又は掲出物件で、規則で定めるところにより市長の許可を受けたものについては、第4条の規定は、適用しない。

(1) ～(3) (略)

(4) 公益上必要な施設又は物件で規則で定めるものに表示する広告物又は設置する掲出物件で、当該広告物に係る収入を当該公益上必要な施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの

(5) 法人その他の団体が表示する広告物又は設置する掲出物件で、当該広告物に係る収入を地域における公共的な取組であって規則で定めるものに要する費用に充てるもの

6 第6条第2項から第5項まで、第7条から第10条まで、第12条及び第13条の規定は、前項の許可について準用する。この場合において、第6条第2項中「前項」とあるのは「第17条第5項」と、「広告物の表示等」とあるのは「適用除外」と、同条第3項中「第1項の規定による」とあるのは「適用除外の許可に係る」と、同条第4項及び第5項、第7条第1項並びに第8条第1項中「広告物の表示等」とあるのは「適用除外」と、第9条中「広告物の表示等」とあるのは「適用除外」と、同条第1号中「第6条第5項」とあるのは「第17条第6項において準用する第6条第5項」と、同条第2号中「第7条第1項」とあるのは「第17条第6項において準用する第7条第1項」と、第10条第1項及び第2項中「広告物の表示等」とあるのは「適用除外」と

\_\_\_\_\_、第12条中「広告物の表示等」とあるのは「適用除外」と、同条第2号中「第9条」とあるのは「第17条第6項において準用する第9条」と、「広告物の表示等」とあるのは「適用除外」と、第13条第3号中「広告物の表示等」とあるのは「適用除外」と読み替えるものとする。

7・8 (略)

(経過措置)

第19条 第4条又は第5条の規定による指定（以下この条において「指定」という。）がされた際、現に当該指定がされた地域若しくは場所又は物件に表示されている広告物又は設置されている掲出物件のうち、当該指定の日（以下この項において「指定日」という。）の前日においてこの条例の規定に従い表示されていた広告物又は設置されていた掲出物件（指定日の前日において広告物の表示等の

(1) ～(3) (略)

7 第6条第2項から第5項まで及び第7条から第13条まで  
\_\_\_\_\_の規定は、前項の許可について準用する。この場合において、第6条第2項中「前項」とあるのは「第17条第6項」と、「広告物の表示等」とあるのは「適用除外」と、同条第3項中「第1項の規定による」とあるのは「適用除外の許可に係る」と、同条第4項及び第5項、第7条第1項並びに第8条第1項中「広告物の表示等」とあるのは「適用除外」と、第9条中「広告物の表示等」とあるのは「適用除外」と、同条第1号中「第6条第5項」とあるのは「第17条第7項において準用される第6条第5項」と、同条第2号中「第7条第1項」とあるのは「第17条第7項において準用される第7条第1項」と、第10条第1項及び第2項中「広告物の表示等」とあるのは「適用除外」と、第11条中「第6条第2項第2号」とあるのは「第17条第7項において準用される第6条第2項第2号」と、第12条中「広告物の表示等」とあるのは「適用除外」と、同条第2号中「第9条」とあるのは「第17条第7項において準用される第9条」と、「広告物の表示等」とあるのは「適用除外」と、第13条第3号中「広告物の表示等」とあるのは「適用除外」と読み替えるものとする。

8・9 (略)

(経過措置)

第19条 第4条又は第5条の規定による指定（以下この条において「指定」という。）がされた際、現に当該指定がされた地域若しくは場所又は物件に表示されている広告物又は設置されている掲出物件のうち、当該指定の日（以下この項において「指定日」という。）の前日においてこの条例の規定に従い表示されていた広告物又は設置されていた掲出物件（指定日の前日において広告物の表示等の

許可等又は第17条第5項の許可（次項において「適用除外の許可」という。）を受けていた広告物又は掲出物件（次項において「旧許可物件」という。）を除く。）であって、指定日以後表示できないこととなる広告物又は設置できないこととなる掲出物件（以下この項において「既存不適格物件」という。）については、指定日から10年間（当該既存不適格物件に、第7条第1項に規定する変更又は改造の程度に相当する程度の変更又は改造を加えようとするときは、当該変更又は改造を加えるまでの間）は、第4条及び第5条の規定のうち当該指定に係る部分は、適用しない。

2 （略）

#### （管理義務）

第20条の2 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置するもの若しくはこれらを管理する者又はこれらの所有者若しくは占有者（以下「広告物の表示者等」という。）は、当該広告物又は掲出物件に関し補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。

#### （点検）

第20条の3 広告物の表示者等は、当該広告物又は掲出物件について、規則で定めるところにより、法第10条第2項第3号イに掲げる者（以下「屋外広告士」という。）その他これと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者に、当該広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況の点検をさせなければならない。ただし、規則で定める広告物又は掲出物件については、この限りでない。

2 広告物の表示等の許可等又は第17条第5項若しくは同条第6項において準用する第7条第1項若しくは第8条第1項の許可（第50条第1項において「適用除外の許可等」という。）の申請をしようとするものは、前項の点検の結果を市長に提出しなければならない。ただし、規則で定める場合にあっては、この限りでない。

#### （除却指示等）

第21条 市長は、第4条、第5条、第6条第1項、第12条（第17条第6項において

許可等又は第17条第6項の許可（次項において「適用除外の許可」という。）を受けていた広告物又は掲出物件（次項において「旧許可物件」という。）を除く。）であって、指定日以後表示できないこととなる広告物又は設置できないこととなる掲出物件（以下この項において「既存不適格物件」という。）については、指定日から10年間（当該既存不適格物件に、第7条第1項に規定する変更又は改造の程度に相当する程度の変更又は改造を加えようとするときは、当該変更又は改造を加えるまでの間）は、第4条及び第5条の規定のうち当該指定に係る部分は、適用しない。

2 （略）

#### （除却指示等）

第21条 市長は、第4条、第5条、第6条第1項、第11条（第17条第5項及び第7項において準用する場合を含む。）、第12条（第17条第7項において



2 (略)

(手数料)

第50条 広告物の表示等の許可等又は適用除外の許可等  
の申請をしようとするものは、申請の際に、別表に定める  
手数料を納付しなければならない。

2・3 (略)

第57条 次の各号のいずれかに該当する者は、300,000円以下の罰金に処  
する。

- (1) 第7条第1項(第17条第6項において準用する場合を含む。)の規定に違  
反して広告物又は掲出物件を変更し、又は改造した者
- (2) 第12条(第17条第6項において準用する場合を含む。)の規定に違反し  
て広告物又は掲出物件を除却しなかった者
- (3) ～(5) (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、埼玉県屋外広告物条例の一部を改正する条例(平成18年埼玉県  
条例第68号)の施行の日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の  
日から施行する。

2 (略)

(手数料)

第50条 広告物の表示等の許可等(第17条第7項において準用する場合を含む。  
次項において同じ。)の申請をしようとするものは、申請の際に、別表に定める  
手数料を納付しなければならない。

2・3 (略)

第57条 次の各号のいずれかに該当する者は、300,000円以下の罰金に処  
する。

- (1) 第7条第1項(第17条第7項において準用する場合を含む。)の規定に違  
反して広告物又は掲出物件を変更し、又は改造した者
- (2) 第12条(第17条第7項において準用する場合を含む。)の規定に違反し  
て広告物又は掲出物件を除却しなかった者
- (3) ～(5) (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、埼玉県屋外広告物条例の一部を改正する条例(平成18年埼玉県  
条例第68号)の施行の日から施行する。ただし、附則第5項の規定は、公布の  
日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に表示されている広告物又は設置されている掲出物件  
のうち、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において県条例  
の規定に従い表示されていた広告物又は設置されていた掲出物件(施行日の前日  
において県条例第6条第1項、第7条第5項、第11条第3項又は第12条第1  
項の許可を受けていた広告物又は掲出物件(次項において「旧許可物件」という。  
))を除く。)であって、施行日以後表示できないこととなる広告物又は設置でき  
ないこととなる掲出物件(以下この項において「既存不適格物件」という。)に  
ついては施行日から10年間(当該既存不適格物件に、第7条第1項(第17条

第7項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する変更又は改造の程度に相当する程度の変更又は改造を加えようとするときは、当該変更又は改造を加えるまでの間は、第4条から第6条まで及び第14条の規定は、適用しない。

3 この条例の施行の際、現に表示し、又は設置されている旧許可物件であつて、施行日以後第6条第1項の許可又は第17条第6項の許可の基準に適合しないことにより表示できないこととなる広告物又は設置できないこととなる掲出物件（以下この項において「既存不適格物件」という。）については、施行日から10年間（当該既存不適格物件に、第7条第1項に規定する変更又は改造の程度に相当する程度の変更又は改造を加えようとするときは、当該変更又は改造を加えるまでの間）は、施行日の前日における県条例第6条第1項、第7条第5項、第11条第3項又は第12条第1項の許可の基準を第6条第1項の許可又は第17条第6項の許可の基準とみなして、この条例の規定を適用する。この場合において、既存不適格物件に係る第8条第2項の規定により準用する第6条第4項の規定の適用については、同項中「3年」とあるのは、「3年（当該3年を経過する日が施行日から10年を経過する日を超える場合にあつては、施行日から10年を経過する日までの期間）」とする。

4 前項に規定するもののほか、施行日 \_\_\_\_\_ 前に県条例の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この条例中にこれに相当する規定があるときは、この条例の規定によってなされたものとみなす。

（指定等の特例）

5 市長は、この条例の公布の日から施行日の前日までの間に、次に掲げる事項を定めることができる。

（1）（略）

（2）第6条第2項第1号、第14条第2項並びに第17条第2項第1号、第2号、第5号及び第9号、第3項第1号及び第3号、第8項並びに第9項に規定する基準

6 （略）

（鳩ヶ谷市の編入に伴う経過措置）

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に県条例の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この条例中にこれに相当する規定があるときは、この条例の規定によってなされたものとみなす。

（指定等の特例）

3 市長は、この条例の公布の日から施行日の前日までの間に、次に掲げる事項を定めることができる。

（1）（略）

（2）第6条第2項第1号、第14条第2項並びに第17条第2項第1号、第2号、第5号及び第9号、第3項第1号及び第3号、第7項並びに第8項に規定する基準

4 （略）

（鳩ヶ谷市の編入に伴う経過措置）

5 ~ 7 (略)

7 ~ 9 (略)

議案第142号参考資料

川口市下水道条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市下水道条例（昭和47年条例第27号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第8条の3 次に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水並びに法第12条の2第1項及び第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。以下この条において同じ。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設けてこれをしなければならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で条例により当該公共下水道（当該公共下水道が法第6条第5号に規定する流域関連公共下水道である場合には、当該公共下水道が接続する流域下水道）からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第5号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌群数を除く。） 当該排水基準に係る数値</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>第8条の3 次に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水並びに法第12条の2第1項及び第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。以下この条において同じ。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設けてこれをしなければならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で条例により当該公共下水道（当該公共下水道が法第6条第4号に規定する流域関連公共下水道である場合には、当該公共下水道が接続する流域下水道）からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第5号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌群数を除く。） 当該排水基準に係る数値</p> <p>2・3 (略)</p>